

国立大雪青少年交流の家バス運行基準について

令和6年4月1日

当交流の家が保有する大型バス及びマイクロバスの運行について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. バス運行のルール

- (1) 交流の家の利用申込が完了していること。
- (2) 「バス利用希望申請フォーム」にて下記申請期日までに回答が完了していること
- (3) 交流の家出発時刻が8時30分以降、交流の家到着時刻が17時15分以前であること。
- (4) 乗車人数が15名以上であること。
- (5) 交流の家から概ね片道1時間以内（概ね片道50キロ）であること
- (6) バスの発車から到着までの間の途中乗車、降車がないこと。
- (7) 高校生以下の団体は、成人の引率者が1名以上添乗すること。
- (8) 原則1日午前1便午後1便の計2便を上限とする。

2. バス申請方法について

バス利用希望申請フォームにて、下記利用開始日の申請期日までにご回答ください。電話や旧様式のバス利用申請書での受付は行っておりませんのでご了承ください。バス利用申請については、以下 URL よりご回答ください。

★<https://forms.office.com/r/j4FeL8sHsy>★

※電話での空き状況を確認することは出来ませんが、申請は専用フォームの回答をもって、完了となります。

3. バス申請期日

下記の提出日までにバス利用希望申請フォームの回答をした団体で調整を行い、同月10日頃までにバスの運行を決定、お知らせします。状況によっては、運行ができない場合がございますので、ご了承ください。

利用開始日	4～6月利用	7～9月利用	10～12月利用	1～3月利用
申請期日	2月1日	5月1日	8月1日	11月1日

※期日を過ぎた申請については、運転手の手配が可能な運行日程であれば申請を受け付けますので、交流の家までお問合せください。

4. 運行調整の優先順位

「体験活動を全ての利用者に提供する」と「小規模校でも集団宿泊活動を実施できるように支援する」という考え方から、次のとおり運行調整に優先順位を設けます。なお、特別な配慮を要する団体は優先して運行します。

- 第1順位 施設が主催・共催する事業
- 第2順位 小規模園・小規模学校（引率者以外の人数が15名未満）
- 第3順位 学校団体（小規模校を除く）
- 第4順位 幼稚園・保育園・子ども園（非認可を含む）（小規模園を除く）
- 第5順位 青少年団体
- 第6順位 一般団体

5. バスの定員について

- ・大型バス（定員41名）※バス運転手除く
 - ・マイクロバス（定員19名）※バス運転手除く
- ※大型・マイクロバスともに補助席使用なし・バス後部ならびに下部に荷物を格納するスペースはございません。

6. バス運行料金について

令和6年度より、バス運行に係る料金は、発生しません。

7. 活動場所への運行について

研修プログラム調整時に併せて調整を行いますので、希望する場合は、利用に係る提出書類③「利用計画書」に記載してください。宿泊利用に係る入退所の運行を優先し、運転手の手配が可能な時のみ運行を受け付けます。